

## 第八部

## 第一回 參議院労働委員会会議録第八号

- 付託事件  
○職業安定法案（内閣送付）  
○労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情（第二百五十二号）  
○失業手当法案（内閣送付）  
○失業保險法案（内閣送付）  
昭和二十二年九月二十五日（木曜日）午前十一時十九分開会
- 本日の会議に付した事件  
○失業保險法案  
○失業手当法案

○委員長（原虎一君） それでは只今より委員会を開催いたします。本日は失業保險法案、失業手当法案について政府当局の説明を願うことにいたします。米澤大臣の説明を求めます。

○國務大臣（米澤源亮君）・失業保險法並に失業手当法の本院における予備審議に当たりまして、その二法案の提案の趣旨を御説明申上げます。

失業保險法の立案につきましては、昨年八月十五日、衆議院の生活保護法案委員会の附帯決議におきまして、「失業保險の創設に前進すべし」という希望があつたのでございまして、政府におきましては、昨年の秋以来、社会保険制度調査会において審議しました答申に基きまして、その調査立案の準備を進めて参つたのでございます。

然るに去る六月、現下の經濟危機突破の総合的な対策といつしまして、経済緊急対策なるものが発表されました。その中に、失業手当並に失業保險の制度を実施することを政府は約束し

まして、爾來立案を急いで参りました結果、ここに成委を得て、本国会に失業手当法案と共に提出する運びとなつた次第でござります。

失業保險法制定の目的は、この法案の第一條にはつきり書いてございます通り、失業保險の被保險者である労働者が失業いたしました場合に、失業保險金を支給しまして、その生活の安定を図ろう、こうしたことでございま

す。

思ふに失業対策の理想としまして

は、完全雇用乃至完全就業を実現する

ことが望ましいのでございまして、こ

れがためにはあらゆる産業を振興し

て、これに労働力を吸収し、國民生活

の安定向上を図ることが必要でござい

ます。又憲法第二十五条におきましても、國民が健康であつて、文化的であ

り、最も最低限度の生活を営み得るよ

うに、國が社會福祉、社會保障の向上

と増進に努めなければならないという

ことを書いてあるわけでござります。

政府は、これらの目的達成のために、

一般經濟再建のための施策と相俟つて、職業紹介機関の効率的な運営を初めとしまして、公共事業あるいは職業補導の拡充等、失業対策に観意努力いたしておりますが、止むを得ずして出

て来る失業者に対します恒久的な社

會施設として、すでに歐米諸國におきましては長い歴史を持つております失

業保險制度をここに創設することとし

ましたのでございます。

た次第でござります。

而してこの失業保險制度は社会保障の一環としてその重要な役割を持つも

の制度を実施することを政府は約束し

た次第でござります。

次に本法案の各條章の概要を大体御説明申上げたいと思います。詳しいことは政府委員から説明いたさせます。

次に本法案のおきまして、保険料を徴収し、保険給付などを、保険事業者の主体である保険者には政府がこれに當ることとしたしておりますのは、この保険が危險分散が大きいと

いふことと、職業紹介組織などを考慮した次第でござります。

次に本保険の適用範囲は、健康保險の強制適用を受ける事業所に雇用される者を当然被保險者——他の言葉でいえば強制被保險者ともいいますが、そ

ういう資格者といたしまして、当然適入をなし得る途を開いたのでございま

す。併しながら、海上労働者である船員保險の被保險者については、陸上労働者と異なる特殊的な労働事情があるという点に鑑みまして、本保険の被保險者より除外したのであります。然るにこれを吸収することといたしました。尚、保険者である政府は、保険給付に要する費用の三分の一及び事務費の全額を支出をして、他方失業保險特別会計を設けまして、これら

の收支に当らしめることといたしました。次第でござります。

次に本保険事業の運営につきましては、事業主、労働省、公益を代表する者より成る失業保險委員会を設けまして、重要事項の審議に当らしめ、さうして本保険を民主的に運営することといたしました。

最後に、保険給付に関する異議の申立てに關しましては、失業保險審査官並びに失業保險審査会を設置いたしました。次に本保険の眼目であります失業保險金の支給につきましては、六ヶ月の資格期間及び離職後、定期的に公共職業安定所に出頭いたしまして失業の認定を受けることを要件とした

間において通算して百八十日といたしましたのでござります。このことは現下の離職、就業の状況及び各國の失業保險の事情に照合させて決定いたしましたのでござります。尙失業保險金の額は、標準報酬月額の百分の六十を平均の基準といたしまして、それよりも高額の所得者には、支給率八十まで、これを漸次増して支給し、それよりも高額の所得者には、支給率の最低百分の四十までを漸次減らして支給して、努めて最低生活の維持を図り、社會保險たるの実を全うしようといたしましたのでござります。

次に失業手当法案の提案の理由を御説明申上げます。

只今御説明申上げました通り、失業問題に対する恒久的対策の一つとして、本法案と共に失業保險法案を提出したのでござりますが、失業保險は、保険給付が開始されるまでの間に、最短六ヶ月の期間を必要とするものでござります。然るにその間において、失業者の発生することが、今日の經濟情勢から予見されますので、この六ヶ月の期間を、失業対策上これをなおざりにいたして置くことは許されません。何らかの措置を要講されるのでございまして、ここに失業保險法案の足りざるを補う意味におきまして、この失業手当法案なるものを提出いたしました。

次第でござります。

の構成と密接な関係を持つております。その考え方とも失業保険法案と同じでござります。

ただ本法案の失業保険法案との本來の資格、期間を充てないのに拘わらず、國庫の特別の負担による給付であるところは、本制度は保険としての点より失業保険法案に比べまして、

受給要件、給付額或いは給付の制限等におきまして、多少窮屈である嚴重なる特別の規定を設けてあるのでござります。

以下本法案の主なる條項について御説明申上げます。

本法の目的は第一條に明らかであります通り、失業保険の被保険者を対象とするのでございまして、第二條においては失業手当金を受ける資格として、本法の施行の日から昭和二十三年三月三十日までの間に、即ち失業保険法による保険給付開始の直前までの間に職業から離れたということを資格要件として規定してあるのでございま

す。次に失業手当の支給につきましては、前に申上げた理由によつて、失業保険法案に比べまして若干異なる規定が設けたのでござります。即ち支給金額につきましては、第五條におきまして、失業保険法の保険の給付額と比べまして若干低額となるように規定し、支給日数につきましては、第八條におきまして百二十日分と規定をし、又支給の制限に關しましては、第十條及び第十一條におきまして、支給が全般的に停止されることを規定してあるのでございまして、いずれも失業保険法案のそれに該当する事項に比べまし

ざいます。

以上失業手当法案の大要につきまして、失業保険法案と比較しながら御説明申上げた次第であります。

ここで皆さんに特に私がして御注意を願いたい点は、この両法案を出すことによりまして、若しも一部の經營者間に、そういう法案が出るならば当然いわゆる企業整備によつて頭首し

ても差えないというような考案を起す者があるとすれば、これは非常なる誤りであります。政府といたしましてはそういう考案を極力修正するよう努力するつもりでござります。

以上申上げたことによつて、両法案上程の趣旨が御了解になつたと思います。何とぞ先程申上げたような事情によつて、慎重なる御審議は当然のことです。

以上申上げたことによつて、両法案上程の趣旨が御了解になつたと思います。何とぞ先程申上げたような事情によつて、慎重なる御審議は当然のこと

でございますが、十月一日において一應施行することになつております。何とぞ先程申上げたような事情によつて、慎重なる御審議は当然のこと

でござります。

これを若干補足いたしまして、各條の特

に問題のありそうなところだけを選びまして説明を加えたいと存じます。

先ず失業保険法から申上げます。

第一條の法律の目的は只今説明いたしました通りでございまして、被保険者が失業しました場合に、失業保険金を支

給いたしまして、その生活の安定を図るという目的を持つておるのであります。

第二條に保険者の規定がございま

す。御承知かと存じますが、健康保険におきましては、政府が直接勧奨いたしておりますものの外に、大工場等に

おきましては自分で組合を作らせま

す。いわゆる組合組織のものがありま

して、政府勧奨と組合勧奨との二本立

てになつております。ところが、この

失業保険におきましてはそれを全部政

府勧奨のみ一本立てにいたしたので

あります。その理由は現今も労働大臣

の説明にもあつたのですが、一

つには失業保険といふ保険は非常に

多くの保険である、従いまして成

るだけ廣い範囲に危険分散をいたしま

すことがこの保険の趣旨の主なる理由

であります。もう一つの理由といたし

たしましては、被保険者がこの法律の

規定によりまして当然被保険者となる

者の範囲が規定してあるのでございま

す。この範囲といたしましては、原則

と同じように標準報酬を使うということを規定してござります。

第六條の中に被保険者の範囲が規定

してあるのでござります。第六條とい

たしましては、被保険者がこの法律の

規定によりまして当然被保険者となる

者の範囲が規定してあるのでございま

す。この範囲といたしましては、原則

としましてここにいろいろ事業が列記

されていますが、これらは健康保険

の範囲と同じでござります。但し文字

の表現としましては後からできました

労働基準法の文字が使つてございま

す。但し内容は健康保険と同じといふ

ことになつております。即ち職業

安定所としましては極力就職の斡旋

をする。どうしてもそれがない場合には初めて失業保険金を支給する

ことがあります。即ち職業紹介機関の運営と密接な關係をもつて

そこで私が問題として検討いたしました

一つは女子の労務につきましては、

これを当然適用するのがいいか、或い

は日本の只今の女子の労働事情から考

えまして、後で出て参りますところの

そういう二つの理由によりまして保険者は單に政府一本立てということに相成つておるようなわけであります。

それでいろいろ研究したのでござ

いましたが、結論といたしましては、社会保険といふ相互社会連帶の考えに基いておるその本質を鑑みまして、もう

一つは男女を区別するというのは新憲法の精神から申しましても適切でない

と思います。

第四條に報酬のとの規定がございま

すが、ここで特に申上げないと存じます。これは現在厚生年金、健康保険におきましては、この報酬の中には家

族手当を含んでないのでござりますが、失業保険といつまでは、家族

手当をも含むことに考えております。

第五條といたしましては、他の規定と同様に標準報酬を使うということを規定してござります。

第六條の中に被保険者の範囲が規定

してあるのでござります。第六條とい

たしましては、被保険者がこの法律の

規定によりまして当然被保険者となる

者の範囲が規定してあるのでございま

す。この範囲といたしましては、原則

としましてここにいろいろ事業が列記

されていますが、これらは健康保険

の範囲と同じでござります。但し文字

の表現としましては後からできました

労働基準法の文字が使つてございま

す。但し内容は健康保険と同じといふ

ことになつております。即ち職業

安定所としましては極力就職の斡旋

をする。どうしてもそれがない場合には初めて失業保険金を支給する

ことがあります。即ち職業紹介機関の運営と密接な關係をもつて

そこで私が問題として検討いたしました

一つは女子の労務につきましては、

いさかが嚴格となつておるので

御説明いたした通りであります。そ

闇が御承知のように原則として國家の

法のとき單なる救済制度とは非常に

思ひます。現に失業して困ります。

おるというわけなんでありますか

ら、早速安定所の方へ出頭して認定を

受ける。そうして受給期間は一年間を

限度として整理をして參りたい、こう

いう考えであります。

それから十九條に待期の規定があり

まして、これは他の社会保険にも類似

の規定があるのであります。安定

所へ出頭いたしました直ぐその日か

ら失業保険金を支給するのやあります

せすに、十四日間というものは失業保

金を支給しないということになつて

おりまして、その間に安定所としまし

てはいろいろ本人の資格等の審査とい

うこともやりまするし、又その期間に

できるだけ仕事を探して見まして、一

失業保険金を短期間だけ支給する、

こういうようなことをせずにやつて参

りたい、こういふふうにしておるので

あります。

それから二十條は給付日数の規定で

ございまして、十八條に受給期間とし

ましては一年間ということに決めたわ

けであります。その期間内におきま

す。ですから、例えば一月一日に

失業いたしまして、支給期間としまし

ては本年一月一日であるわけございま

す。その間に百八十日であります

月ばかり失業保険金を貰うというよ

うこともできるわけであります。結局

この一年の期間内におきまして百八十

日が限度ということに規定いたしたの

であります。

これがこの生活保

障の趣旨から申しまして面白くないと

いいます。

これが日本の女子の労働事情から考

べるのありますか。その職業紹介機

これも当然適用するのかいいか、或い

ます場合には、失業保険の被保険者か

ら除外するということにいたしたので

ございます。そうしてこれをどう扱うかということは結局政令で決める問題でございまして、若し國及び地方公共団体が實質上失業保険の内容と同じような制度ができますならば、これを除外して参りたいという考え方で研究をいたしております。

それから第三に問題になりました点は船員でございまして、これは現在船員につきましては、健康保険、厚生年金に相当いたしますものも健康保険法、厚生年金法によります、船員保険法と二つの一本で現在やつておるのでござります。それで失業保険につきしても、先刻申上げたように成るたけ危険分散の範囲を廣くするといふ意味から申しますと、船員の失業保険についてこの失業保険法に包含いたします方がいいという理窟あるのです。ですが、現在船員については、船員の特殊性に鑑みまして、別個の船員保険といふものがあるわけでござりますので、むしろ船員の特殊性といふことを見まして、船員保険の中でもこの失業保険をやつてみたい、かような考えを以ちまして、後程第十條でそれが書いてござりますが、船員保険の被保険者につきましては失業保険の被保険者から除外いたすといふことになります。

以上が当然被保険者についての規定でございますが、第八條には任意包括保険者のことが規定してござります。即ち本法の適用を受けます事業以外の事業に雇用されております者につきましては、当然その一人だけを切り離して被保険者にすることはできませんが、その事業に從事して雇用されてお

ります従業員を包括しまして失業保険の被保険者とすることができる、かようにいたしておりますのでござります。これは現在健康保険、手當金を支給するといふことと同一の規定ができるのでござります。それで人々飛び出しても一度同じの規定ができるのでござります。それで一度飛び出しても任意加入ということを認めなかつた理由は、さようなことをいたしますと、結局整理されそうな男だけが任意加入するということになりまして、いわゆる保険で選択と申しておりますが、保険といつまでは趣旨に副わない、という意味で、全部引括めてなら任意加入できる、かようないたしておるのでござります。

第八條の二項に書いてあります二分の一以上の同意というようなことも、これも現在の他の社会保険と同様でござります。ただ新たに規定を設けましたのは、第三項に被保険者となるべき者の二分の一以上が希望しましたと

格の取得でござりますとか、喪失でござりますとか、被保険者期間の計算等の規定がございますが、これも他の社会保険と同様でござります。ただ新たに規定を設けましたのは、第三項に被保険者となるべき者は、第一回とか、場合によりましては月に一回というようなことも考えておりま

す。ただ新らに規定を設けましたのは、第二回とか、場合によりましては月に一回というようなことも考えておりま

す。ただし、事業主としましては認可の申請をしなければならない、これも実際運用としては大した必要はないじやないかという理窟もあるのでござります。使用者の二分の一以上が希望しましたときは、事業主としましては認可の申請をしなければならないということになつておるのでござります。

それから第十五條に被保険者の資格

期間のことが規定してござります。これは只大臣の説明にもありましたように、離職の日以前一年間に、通算して六ヶ月以上被保険者であることを要件にいたしてあるのでござります。即ち必ずしも継続してありますことは要らないのであります。断続してと申しますが、飛びくても結構でござります。

それから第十條に被保険者から除外される者といたしまして、日雇いの労務者でございますとか、期間を定めて

一應これを被保険者から除外するといふ規定を設けてござります。但しそれが失業保険金の支給を受けますに

は、公共職業安定所に出頭して求職の申込をして、失業の認定を受けなければなりません。これがこの生活保

障の趣旨から申しまして面白くないと

いります。

それから第十六條にそういう資格要件をかなえました、いわゆる受給資格者が失業保険金の支給を受けますに

は、その一定期間を超えたときから

は被保険者にいたすといふことになつて

います。

それから第十七條は給付の金額でありまして、これは原則は標準報酬の日額の百分の六十ということにいたしてお

ります。但し報酬の多い者につきましては百分の四十まで減らすことができる。報酬の少い者につきましては百分の八десятまで増加ができるということにいたしておるのでござります。

それから十八條に受給期間という規定がございまして、失業保険の給付を受けます期間としましては一年間の限度といふことにいたしておるのでござります。

それから十九條に受給期間という規定がございまして、失業保険の給付を受けます期間としましては一年間の限度といふことにいたしておるのでござります。

それから二十條は給付日数の規定で

ございまして、十八條に受給期間とし

ましては一年間ということに決めたわ

けであります。その期間内におきま

す。その間に百八十日であります

月ばかり失業保険金を貰うというよ

うこともできるわけであります。結局

この一年の期間内におきまして百八十

日が限度ということに規定いたしたの

であります。

それから第二十一條に給付の制限の規定でございます。これは失業保険が、先刻から申上げておりますように、單なる保険金の給付じゃないのでございまして、できるだけ職業紹介の機会を多くしまして、就職を容易ならしめたという趣旨を持つておりますので、安定期所が折角紹介しました職業に正當の理由がないにも拘らず、これを拒んだという場合には、一定の期間を限りまして失業保険金を支給しない、かよううちにいたしております。即ち期間を限りましての給付の制限でござります。而してこの拒み得る正当な理由はどういうことにいたすかといふことにつきましては、結局只今の日本の社会、経済状態というようなことを考えまして、一号以下に規定いたしましたのあります。



昭和二十二年十月二十三日印刷

昭和二十二年十月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局